

地方自治法第74条の2第3項の規定により、市における条例の制定の請求について、次のとおり公表する。

瑞穂市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法第74条の2第3項の規定により、平成26年2月17日瑞穂市条例制定請求代表者河合達美から提出された瑞穂市条例制定請求者署名簿に係る縦覧期間及び場所を次のとおり告示する。

平成26年2月27日

瑞穂市選挙管理委員会委員長 駒田寛治



1. 縦覧期間 平成26年2月28日から3月6日まで（7日間）
2. 縦覧場所 岐阜県瑞穂市別府1288番地
瑞穂市役所2階 総務部総務課。ただし、土曜日、日曜日及び祝日については、市民部市民課とする。